

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社B工場（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に、申立期間②のC社（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を51年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和47年3月21日にA社に入社し、平成21年8月31日に退職した。その後、22年4月1日から同社で再度勤務している。

グループ会社に数回転勤はあったものの、A社に継続して勤務しており、申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得できないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の回答書、申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立期間当時の総務担当者等の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社B工場からC社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、前述の総務担当者及び複数の同僚は、「A社のグループ会社内では、従業員は1日付けで異動することが多かった。月末に異動することは考え難い。」旨を述べていることから、申立人のA社B工場における資格喪失日は、C社における資格取得日と同日の昭和49年12月1日

とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和49年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社の回答書、申立人に係る雇用保険の加入記録及び前述の総務担当者等の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社B工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、前述のとおり、申立期間当時の総務担当者及び複数の同僚は、「A社のグループ会社内では、従業員は1日付けで異動することが多かった。月末に異動することは考え難い。」旨を述べていることから、申立人のC社における資格喪失日は、A社B工場における資格取得日と同日の昭和51年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和51年9月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島国民年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から平成2年6月まで

私は、昭和56年2月にA社を退職し、B市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、納税組合で毎月納付していたので、調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成21年1月23日に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、未加入期間として記録されていたことから、申立期間当時は国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を納税組合で納付していたと述べているものの、B市が保管する申立人に係る納税組合員台帳によれば、納税組合を通じて国民年金保険料を納付する届出は行っていないことが確認できる。

さらに、申立期間は113か月と長期間であり、申立期間以外にも18か月の未納期間がある。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 15 日から 36 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、年金の裁定請求手続の際、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者 10 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む9人に支給記録が確認できる上、当該9人全員について、資格喪失日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人と同日に被保険者資格を喪失している同僚の支給決定日が申立人と同一であることが確認できるほか、同僚の一人は、「事業所を通じて脱退手当金を請求した。」と述べている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期が、通算年金通則法施行前であることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年9月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月18日から48年7月26日まで
社会保険事務所(当時)において、私の年金記録を照会したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。
申立期間当時、私はA社に勤務していたが、退職の際に脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の申立期間当時の住所が記載され、昭和48年9月27日に当該住所を管轄する社会保険事務所(当時)に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、脱退手当金裁定伺及び脱退手当金計算書には、脱退手当金の支払場所として当時の申立人住所地の最寄りの郵便局名が記載されていることから、当該郵便局を経由して脱退手当金が支払われたものと推認できる。

さらに、前述の脱退手当金裁定請求書の別添である「厚生年金保険脱退手当金の請求について(回答)」には、通算老齢年金などの説明を受けた上で、脱退手当金を請求する旨、回答し、申立人の記名押印がなされていることが確認できる。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和48年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した

記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。